

上里スマート I C 地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、上里スマート I C 地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、上里スマート I C（以下「スマート I C」という。）の設置、管理、運営等について、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

(協議会の事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

(1) スマート I C の設置に係る次に掲げる検討、調整等

ア スマート I C の社会便益に関すること。

イ スマート I C 及び周辺地区の交通安全に関すること。

ウ スマート I C の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。

エ スマート I C の構造及び整備方法に関すること。

オ スマート I C の管理、運営等に関すること。

カ スマート I C の利用促進方策に関すること。

キ 広域的検討結果の反映に関すること。

ク その他スマート I C の設置、管理及び運営に必要な事項に関すること。

(2) スマート I C の安全かつ円滑な設置及び管理運営の協力

(3) スマート I C の運用開始後の社会便益、安全性、採算性、管理、運営形態等についての定期的な評価及び必要に応じた見直し

(4) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

(会長及び職務代理)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、上里町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長が出席できない時は、会長が指名したものがその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

- 2 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、上里町総合政策課に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 会議は原則非公開とし、協議会の承認を得て会議資料及び会議録を公表する。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する費用は、上里町の負担とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年1月18日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表

役 職	団 体 名	職 名	備 考
会 長	上里町	上里町長	
委 員	国土交通省	関東地方整備局道路部 道路計画第二課長	
		関東地方整備局 大宮国道事務所長	
	埼玉県	県土整備部 県土整備政策課 政策幹	
		県土整備部 本庄県土整備事務所長	
	埼玉県警察本部	交通部 交通規制課長	
	東日本高速道路(株)	関東支社総合企画部 総合企画課長	
		関東支社管理事業部 事業統括課長	
		関東支社高崎管理事務所長	
	学識経験者	埼玉大学大学院 教授	
	埼玉ひびきの農業協同組合	組合長	
	上里町商工会	会長	
	上里西部土地改良区	副理事長	
	上里町区長会	理事	
		区長（原一）	地元区長
		区長（原二）	地元区長
区長（東宮十八軒四軒家）		地元区長	
区長（中・南五明）		地元区長	

【協議会事務局】

上里町 総合政策課